

個人情報開示決定等についての審査請求に係る審査諮問書

石行管第 64 号
平成29年7月12日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

平成29年3月6日付け石行管第193号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項の規定による決定に対して審査請求がありましたので、同条例第30条第1項の規定により諮問します。

※個人情報保護等を鑑み、上記の諮問内容の詳細については公表を差し控えます。

平成29年7月12日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成29年7月12日付け石行管第64号をもって諮問のあった、
公文書不開示決定に対する審査請求に係る諮問について審査した結
果、以下のとおり答申する。

1 審査会の結論

審査請求人が、「平成28年10月7日付けで書面により提出した
苦情相談に対して行った調査や審議などに関係する書類一式」につ
いて行った開示請求（以下「本件請求」という）につき、実施機関
が平成29年3月6日付け石行管第193号で行った個人情報一部
開示決定（以下「原処分」という。）は妥当である。

※個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容の詳細については公表を差し控えます。